

Title	植竹晃久著, 『企業形態論-資本集中組織の研究』, 1984年, 中央経済社, 181頁, 2,100円
Sub Title	
Author	坂口, 康
Publisher	
Publication year	1985
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.2 (1985. 6) ,p.83- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19850625-04053824

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
28 卷 2 号
1985 年 6 月

書 評

植竹 晃久著 『企業形態論—資本集中組織の研究』

(1984年 中央経済社 181頁 ¥ 2,100)

坂 口 康

I

これまでも、広い意味での企業形態に関する研究は数多くみられるところである。しかし、それらの多くは、どちらかという企業の組織形態・集中形態上の特徴を静的・並列的に述べたり、特定の分野、例えば株式会社であるとか、企業集中の特定国での展開過程を対象とした個別的な研究が多く、全体を首尾一貫した視点にもとづいて企業形態および企業集中形態の発展的論理を追及したものは意外と少なかったと言えることができよう。こうした研究状況のなかで、本書は企業形態の展開の過程を「企業の資本蓄積過程、とりわけ資本集中の過程に関わらしめて展開」(本書3ページ)しようとするものであり、企業集中形態を含む企業形態の展開を論理的に展開しようとするところに大きな特徴をもっている。

まず、最初に、本書の概要を簡単に紹介しておこう。

第1章においては、企業形態の展開過程を理論的に説明するための基礎視角が提示され、企業の各組織形態の展開を貫く論理、企業形態論の構想などに論及されている。

第2章は、第1章で示された分析視角にもとづいて企業の各組織諸形態の展開論理を素描するものである。

第3章以下第7章までにおいては、近代株式会社に関する企業形態上の諸問題を取り上げている。まず、企業組織形態として成立・確立した株式会社が、その

本来の役割を発揮するような近代的な株式会社としての内実を獲得する過程をこれまでの歴史的研究の成果を利用しつつ、おもにその論理的な過程を素描している(第3章)。さらに、第4章では、株式会社本来の機能である資本の集中機能、そのための株式会社上の機構などについて明かにしている(第4章)。つづいて、集中した資本の統一的運営を保証する問題、すなわち経営・支配の問題を取り扱っている。これはいわゆる「所有と経営の分離」に関連する諸問題である(第5章)。第6章の主題は、近年の主要資本主義諸国において顕著になってきている株式所有の機関あるいは法人への集中傾向の問題を取り上げている。最後に、第7章は、企業の集中の展開にとっていかに近代株式会社が大きな役割を果たすか、株式会社の企業結合上の役割を明かにしつつ、企業組織形態から企業の集中形態への論理一貫的な説明の基礎を明かにせんとするものである。

補論においては、以上の理論的な論述にたいして、西ドイツの企業組織形態や集中形態について現状分析を試みたものである。

II

1. このように、本書は企業形態論において一般に取り扱われるテーマのうち、企業の組織形態、そのなかでもとりわけ近代株式会社に関する諸問題を中心に研究したものである。

この書の大きな特徴としてあげるべき第一の点は、企業形態論の論理一貫した体系を展開しようとする

ころにある。著者は企業形態論の領域として、いわゆる企業の組織形態、狭義における企業形態を対象とする分野と個別的な企業存在を前提として展開される企業の結合ないしは企業そのものの集中を扱う分野とを統一して理解している。そして企業形態の統一的な論理展開の基礎視角をなすものは、企業形態を企業の資本蓄積の過程、とりわけ資本集中過程とかがかわらして展開するという問題意識である(3ページ)。この点をもう少し敷衍するならば、企業形態とは(蓄積とは区別されたところの)資本の集中の形態、資本規模拡大に対応させてとる形態、またより大なる資本集中を達成するための枠組なのである。他方、集中された資本の運営に関して統一的な意思形成が必要であり、そのための制度的な工夫または機構が必要になる。したがって、企業形態の発展の論理を明かにするためには、資本の集中のための枠組、形態と、かくして集中された資本の統一的な運営、支配のための機構という二つのモメントの絡み合いにおいて研究しなければならないことになる。そのような視角により、はじめに、個々の組織「形態相互間の関連、資本集中の観点からして低次の形態から高次の形態へと移行・転化していく上での論理必然性……論理的过程(形態転化の論理)」(5ページ)を明かにすることができるのである。

かかる分析視角は、とりわけ、企業の組織形態、会社形態の論理的展開において精彩を放っている。評者の記憶するところによれば、資本集中と支配との矛盾において企業形態の展開を論理的・歴史的に把握することは、大塚久雄氏の名著、『株式会社発達史論』や、その視角を取り入れたとも考えられる高宮晋氏による『企業集中論』においてすでにみられるものである。しかし、本書の試みは、これらの成果を受け継ぎつつ、現在の段階において、企業形態を発展理論的に説明せんとするものとして、高く評価されるものといえよう。

2. 第一章と関連する、もう一つの特徴は企業の組織形態と企業の集中形態との関連の問題である。著者は企業形態論を企業の組織形態だけでなく、企業相互間の結合(=企業集中の諸形態)をも対象とし、その両者を含めて「統一的に企業形態を位置づけていく」(5ページ)必要性を力説している。

著者の説明によると、企業形態論は企業の資本蓄積過程との関連において展開されなければならない。こ

の資本蓄積過程は、周知のように、資本の(内部)蓄積と(社会的)資本の集中とに大別される。前者は資本規模拡大の要請にたいして、利潤の資本への再転化をもって応えるものであって、かかる場合にあっては新しい資本の出資の問題は生ぜず、したがって集中した資本の運営に関しても、資本出資者間において新しい問題を生起しない。しかるに、後者の資本の集中においては、それが、(社会的)遊休資本の(会社形態を通ずる)集中であれ、現存している個別資本の併合であれ、集中された資本の運営、支配をめぐる葛藤が生ずる。本書の基礎的な分析視角は、一方における資本の集中形態としての企業形態と、他方における支配の維持、所有形態との絡み合いに置かれていることはすでに述べた。

3. ところで、著者は企業の組織形態と集中形態とを等しく企業形態として統一的にとらえていくことの論拠として、つぎのように述べている。すなわち、「両者はともに資本集中の形態」であること、「企業形態の基礎が資本の内部蓄積と区別された意味での資本集中の形態である点で、またその限りで、出資を糾合する組織形態も、また他の現実資本を集中する集中形態も、ともに企業形態として統一的にとらえることができる」(19-20ページ)と。両者を区別する指標は「集中の対象とされるべき資本……(の)……性格」(20ページ)であり、前者では、それが社会に散在する遊休資本であるのに、後者は、実際に機能しつつある他の企業資本であることにある。それならば、両者の関連性はどこにあるのか。

基本的には後者の集中形態が前者の組織諸形態の展開を前提として、それにもとづいて展開される……関係にあること」「とりわけ、株式会社形態は、そこでのがすぐれた資本集中と支配の維持・集中の機構にもとづいて、後者の集中諸形態展開の媒介環をなしており、まさに株式会社の形態的特質を利用することによって、企業間の結合が飛躍的に推進せしめられる」(20ページ)。要するに、株式会社の普及、その機能の本格的展開を基礎として、株式会社の機構の全面的な利用によって、企業集中もまた一層の展開を成し遂げるといふことにはかならない。

こうして、資本の集中を基礎カテゴリーとする著者の論理は鋭く、とくに異論を挟む余地はないのであるが、かかる視点よりすれば、企業集中に関して従来伝統的に取り扱われて来た問題の位置づけが問題にされ

ざるをえないであろう。

この点に関連して、著者は、従来、企業集中形態と独占形態とが無媒介に直結され、同一視さえされてきたとして、企業集中形態と独占形態の概念的区別を主張している。すなわち、氏によれば、「独占的な結合形態（独占形態）も企業間結合の一種の形態である」（21ページ）が、「すべての結合の形態が企業形態（論一引用者）の対象となるわけではな」い。「企業形態はあくまで資本集中の形態として首尾一貫してとらえられなければならない」。資本集中形態と独占形態とは「概念的に厳密に区別されるべきであり、………区別したうえで、両者の密接な関連について言及していくという作業が必要」（21ページ）である。両者の区別がこれまで十分に意識されなかったのは、独占概念にたいする立ち入った考察が欠如していくことにも由来する。独占は、企業規模の拡大を通してひと握りの大規模な企業群が成立し、市場における競争の制限の可能性が生まれた段階において、競争制限のための諸企業間の具体的な「結合の様式＝独占形態」（22ページ）として生まれたものである。かかる視点よりすれば、カルテルや独占的協調形態などは、それ自体としては「何ら資本集中をとまなうものではな」（21ページ）いし、また、逆にコンツェルン形態も複数企業間の資本集中的結合ではあるが、それ自体としては「独占形態ではない」（21ページ）ことになる。

このような主張は、資本集中の視点から、論理一貫的な企業形態論を構成しようとする氏の立場として一応理解できるが、氏もまた、企業形態論の現実の叙述においては、たとえば、カルテルや資本集中をとまなわない下請制度なども企業形態論のなかで扱うことを否定しないばかりか、その必要性を述べている。その点からすれば、これらの間の関連性をより具体的に、かつ、論理的に提示する必要があるのではなからうか。

4. この問題に関連してもう一点触れておきたいことは、資本集中の形態として企業形態を位置づける際に、著者がしばしば「結合」という概念を駆使している点である。従来にも、企業形態の研究や会社形態の歴史的発展の叙述において、数人の資本家による資本の出資や機能資本家と無機能資本家による出資にたいして「出資の結合」「機能資本家と無機能資本家との結合」といった表現は珍しくない。また、他方において、企業の集中形態を論ずるに、企業の結合、企業結

合などの用語もごく一般的に使用されてきたと思われる。したがって、ごく一般的にかかる用語が利用されることについて異があるのではない。しかし、資本の集中という視点から、論理的に企業集中を含む企業形態の発展の論理を追及しようとする、これらの概念にもより厳密な考察を加える必要があるように思われるのである。

たとえば、氏は資本集中にともない「支配」をめぐる闘争が生じ、それは所有形態の問題となって現われる。その所有形態とは、端的には「出資の結合の様式」と述べ、出資の結合により、「結合資本」が形成されると言っている。この場合においては、資本の（内部）蓄積とは区別された意味での資本集中、そのなかでも会社形態を通じての集中が問題である。しかし、つぎのように言うときには、「結合」の意味するところは、より広く、集中一般を指すことになる。「集中の対象となるべき、すでに社会に存在している諸資本が結合され………一たび集中が完全に成し遂げられた場合には、一個のより大なる個別資本を形成する」（12ページ）。さらに、企業集中に関連して、すでに存在している企業の結合といわれる場合には、資本集中とはさしあたり無関係な企業結合形態も含まざるを得ないのである。

著者は資本集中、企業集中と似た概念、表現として、そのほかにも、「資本の統合」、「結合資本」、ある企業の独立性を認めた上での「諸資本間の結合様式」「企業間の結合様式」などかなり多くの表現を使用している。これらは、おそらく、著者においては厳格なる区別と関連の上に使用されているのであろうが、評者には必ずしも明快とは思えなかった。これらの諸概念が著者の主張する企業組織形態と集中形態を含む企業形態の発展論理の追及という意図のもとに展開されている限り、より具体的な整理が期待される所以である。

III

先にも触れたように、本書の大半が、企業の組織形態のうち株式会社、とりわけ近代株式会社の諸問題にあてられている。著者も記すとおり、株式会社こそは「統一的な支配を維持しつつ、他のどの形態よりも多数の個人資本を結合して大量の資本を吸引していくための独特の機構をそなえており、まさに最高次の組織形態であ」（41ページ）り、また「企業間結合＝企業集

中の展開の基礎をなすものであり、まさに「組織形態と集中形態との………媒介環をなす」(134ページ)ものだからである。

株式会社に関する企業形態論上の論点は、極めて多岐にわたり、そのいずれもが必ずしも単純に結論を得るものではないことは、周知のことからである。したがって、この書評においてこれらに立ち入った考察を加えることは不可能である。ここでは、著者の分析を特徴づけると思われる点について、いくつかの点にわたり指摘をすることにしたい。

第一に、著者は株式会社の制度的確立過程を、これまでの歴史的、発生史的研究の成果に依拠しながら、極めて明快にその論理過程を総括していることである(59-64ページ)。ここにおいて、植竹氏は、主として、大塚久雄氏によりながら、単独商人の出資(単独資本)が複数の個人出資(結合資本)を経て、さらにコンメンダ、ソキエタス・マリス、マグナ・ソキエタス、先駆会社へと発展する過程、さらに有限責任制の確立に至るきわめて複雑な歴史過程を、資本の集中と支配の矛盾という視点から論理的なプロセスとして総括した。私自身は、株式会社の発生史的、歴史的展開過程に関して専門的に研究しているものではなく、これらの総括が、現在の歴史的研究の水準や成果にどの程度照応するものであるのか判断しうる立場にないのであるが、氏の整理には学ぶところが多かった。

第二に、従来から株式会社の特質を全社員(出資者)の有限責任制の確立に求めるか、資本の証券化に求めるかについて、論者間で論争点となっていたことは周知のところであった。このことについて、著者は、大塚氏、岡村正人氏の所説を検討し、さらに、両者の説の評価を行なった内川菊義氏の結論を一定に評価している。即ち、内川氏によれば、企業形態を形式的に区別する決定的指標として全社員の有限責任制を認め(=株式会社の形式的特質)、この有限責任制の確立の究極的な目的は資本の集中であるとして、資本の証券化は株式会社の実質的特質であるとするものである。植竹氏は、内川氏の批判のうえに株式会社の形態的確立とその実質的展開とを区別する。株式会社の形態上の確立は株式会社の形態上の諸基準、即ち、有限責任制、会社機関の形成、持分の自由譲渡性などをそなえるに至った段階において把握できるが、これらの形態的諸特徴を具えた株式会社がその資本集中の機能を遺憾なく発揮できるためには、株式の自由な流通を可能

とするための機構=株式市場の形成が不可欠であり、これらの前提条件が満たされるためには資本主義の独占段階への移行が必要であったとするものである(58ページ)。このように、氏は、両者の特質を対立的に捉えるのではなく、両者の関連性を資本主義の歴史的展開過程における絡み合い、その論理のなかに求めているものと理解される。

IV

近代的株式会社を企業形態論において扱う場合、多くの論点があることは今更言うまでもない。しかし、著者の視角よりすれば、資本の集中機能と資本の支配の機構、その関連が特に重要となることは当然である。また、これらの論点は企業形態問題や経営学の中心的テーマとなっていることも知られるところである。ここで注目したい点は、近代株式会社、特に、巨大化した株式会社における「所有と経営」の問題、より端的にはいわゆる「経営者支配」の問題である。

植竹氏は株式会社形態の形成、発展によって「本来は『所有』(資本主義的所有)概念のうち一体となっていた、所有物の排他的な使用とその成果を領有することの権能とが機能的に分離せしめられ、それぞれ別個の人格によって担われる」(93ページ)こと、そのばあい、株主が「直接に所有しているのは現実資本とは区別された意味での株式」であり、株主は「単に出資額に対応した配当を利子の形態で受け取るにすぎないような消極的存在」(93ページ)であると指摘している。つまり、氏は、かかる意味における「経営者支配」の事実を否定するものではない。だが、これらの事実は必ずしも、経営者の資本所有からの絶対的「自立」を意味しない。他方において、氏は、いわゆる経営者支配の事実は、株式所有の現実資本の運営にたいする全くの無力化を意味するものではなく、それは大株主による支配の可能性を否定するものではないとしている。株式の分散によって支配資本が節約される可能性もまた進展するからである。しかるに、注目すべきことは、このような大株主による支配の場合においても「現実資本の運営にたいする大株主達の関わり方はしばしば間接的、媒介的」であって、「彼らが直接に企業の経営にあたることはむしろ例外的」でさえある。こうした事実こそ、「経営者支配命題が新たな視角のもとに再検討されなければならない余地が残され」(95ページ)る所以である。

かくして、氏によれば、現代の巨大化した株式会社形態のもとでは、「出資者としての『意思』形成ならびにその執行・管理の機構は特定の個々人の出資者の手をはなれて、一定の制度機構のうちに対象化・客観化されそうした制度機構を介して、不特定多数の出資者の意思統一がはかられ、また現実の経営が遂行されるようになっていく」（106ページ）。所有や出資から「分離」したいわゆる「専門経営者」は、かかる客観的な機構（具体的には取締役会などの会社機関）の「人格的な担い手」（106ページ）としてのみその存立を許される。「この人格化はまさに資本の人格化にはかならない」（107ページ）。

著者は、さらに、かかる基礎的な認識をもとに、現代の主要資本主義諸国において特に顕著になりつつある機関所有の問題を取り上げている。

そのなかで特に注目される点は、つぎのような叙述である。すなわち、「株式会社自体が所有主体となつて、人間は株式会社の『意思』を媒介するものとして、あるいは株式会社に奉仕するものとして現われるという事態は一つの転倒である」。かかる「転倒形態（本来は人間の創造物であるはずの企業制度＝『会社』が個々の人間主体から分離・独立し、逆に人間がそれに奉仕するものとして、さらには人間を支配するものとして現われてくるという、高度に物象的な転倒形態）」（119～120ページ）は、「大規模化した株式会社において」「もっとも際立った形で現われてくる」（120ページ）。「そうした株式会社においては個々の株主と区別されて、会社自体が一つの人格（法人格）を付与され、……会社自体が『財産』（現実資本）の統一的な所有者として現われ」（120ページ）る。

このように、氏は、擬制資本の成立を介して生ずるところの、いわゆる資本の二重性（すなわち、擬制資本と現実資本との）を基礎に、「会社資本（現実資本）の「自立化」、その自立化した資本の担い手としての経営者という基本的な構図のもとに、機関所有の本質的な特徴を認めているように思われる。かかる視点は、機関所有や機関、法人による相互持ち合いのような諸現象を解明していくうえで極めて示唆に富む指摘である。

V

いまひとつわれわれの関心を惹くものは、「利益連

関集団」による支配をめぐるスコットの所説の紹介と検討である。巨大化した現代の株式会社において、個人株主の相対的地位は大きく後退し、いわゆる機関や法人による所有が増大していることは、前述の通りである。そこでの経営者支配がなんら資本からの絶対的な「自立」を意味するものではないとしても、機関や法人株主をも含めて大株主は、単独では経営を支配するに足るだけの株式を所有していないのが一般的な状況になりつつあることも否定し難い事実である。このような状況をいかに捉えるか、が問題である。

J.スコット (J. Scott) はかかる状況を踏まえてこうした状況に適合的な支配様式として「利益連関集団による支配」(control through a constellation of interests) を提起している。すなわち、利益連関集団による支配は「大株主が実効的占有 (effective possession) を有する立場にありながら提携者の連合を形成していない状況」「どんな連合体も少数支配を達成し得ないが、しかし取締役会は実効的占有を有する人びとの権益を無視することはできない状況」のもとの支配様式である。このもとの取締役会の構成はかかる大株主間の権力バランスを反映する。かかる把握よりすれば、このような状況下における経営者は、「経営者支配論」でいう意味での「自立性」は持たないが、また大株主などの支配集団の単なる道具でもない。「一定の制約条件のもとではそれなりの自立性を持つ」（123ページ）。

以上のようなスコットの所説は、特定の個人、同族または利害関係者による「人格的な占有」(personal possession) から所有利害関係者の混交による非人格的な占有」(impersonal possession) への転換を反映するものである。そうして、現在では、非人格的な大株主達が株式会社の資本を実効的に占有し、全会社の戦略決定（「戦略的支配」）を行なっている。かかる意味で「かつての人格的な所有と支配の形態とは違った機構と方式を介して『所有と支配の結合』が貫徹」（124ページ）することが強調されるのである。

かかる特徴的なスコットの所説にたいして、植竹氏は、問題点としていくつかの点を指摘している。その第一は、スコットの立論が、一方で資本所有と支配の結合を説きつつも、結局のところ制度主義的な利害均衡論となっているという点である。機関所有のもとでの所有と支配の結合をより説得的に展開するためには、「資本所有の持つ意義——資本の価値増殖＝資本蓄積——との関連で深く掘り下げられ」（126ペー

シ) なければならない。第二として、スコットは大株主の力関係が取締役会の構成に反映され、それを通して支配力が行使されるとしている。しかし、大株主の力を反映するものは外部取締役であるのにたいして、意思決定を遂行するのは内部取締役としての専門経営者である。これらの影響力と意思決定過程についてもより立ち入った分析を必要とする。第三点として、スコットは戦略的支配 (strategic control)、全社戦略 (corporate strategy) を掌握 (= 支配) する際における経営情報の入手を重視している。情報の「価値」が強調される今日、かかる視点は極めて興味深いとはいえ、氏の指摘するとおり、「この場合にも『資本所有』と『経営情報の流通』との関連について」(127ページ) やはり掘り下げた分析が必要になることはいうまでもないであろう。

VI

本書は資本集中の視点から企業形態の展開を企図したものである。さきにも見たように、氏は、企業の組織形態のみならず、企業自体の結合、集中をも一貫して取り扱おうとするものである。しかし、本書の実際の分析の対象は、企業の組織形態であり、とりわけ株式会社であることはこれまでの紹介、論評により明らかなるところである。現代の株式会社に関する分析においては実質上企業集中問題と関連する論点も多く扱われているが、それらについてはまだ本格的に叙述されているとはいえない。第七章は、企業集中への展開の基礎となる株式会社についてあらためてかかる視角より素描したものである。

「株式会社における支配集中—『所有』を上回る『支配』の集中—の機構こそが企業間結合=企業集中の基礎的な媒介環をなす」(137ページ)。株式会社は単に資本集中のための形態であるばかりではない。「支配の集中・維持にとってもきわめて適合的な形態」である。これを利用することにより資本の集中は個々の企業の枠を超えて進み、一国経済において大きな割合を占めるに至っている。企業集中の形態は「株式会社という資本集中形態を基礎として、その上でさらなる資本集中を達成するものである」という意味で、資本集中の「高次的展開」といいうる。このような位置づけのうえで、企業集中の諸相がスケッチされる。これらについて細かく紹介・論評の余地はないので、以下においては、簡単にそこでの論点を指摘しておくにとどめたい。

先にも触れたごとく、企業集中と独占形態との概念的区別を主張していること、それとの関連で、企業集中の基本形態としては、企業合同形態 (いわゆるトラスト) と金融集団形態 (コンツェルン) とがあげられていることが特徴である。(詳細は省略) さらに具体的な分析にとって重要と思われることは、資本集中がさまざまな「階層的構成」を取って現われることを強調していることである。すなわち、まず、個別株式会社レベルにおける支配集中の構造があり、そのうえにトラスト体レベルでの支配の集中がみられる。ここでの集中の対象は「会社企業」であり、「集中の集中」(古賀英正『支配集中論』9ページ) である。最後に、コンツェルン・レベルにおける支配集中である。ここでは、子会社や関連会社を包摂するトラスト体自体が支配集中の対象になる。その意味では、まさに「全支配集中階層の最頂点」(古賀, 10ページ) に位するものである。「コンツェルンは巨大金融機関 (金融的トラスト体) と巨大産業企業 (産業的トラスト体) の融合体として、多くの産業部門を縦断する形態をとって現われてきている」(144~145ページ)。

さらに、支配様式の多様化、「支配の構造化」(148ページ) などが指摘されている。これらは、論点の性質としては、すでに現代の巨大株式会社問題を述べたところと同じ問題といえよう。ただし、つぎのような叙述は現代の金融集団の分析を進めるうえで示唆を与えられると思われる。すなわち、「今日の段階で『金融資本支配』について語ろうとするならば、それはまさに……構造化された支配の様式をさして」いる。「支配の構造化は、株式会社機構の近時にかけての『非人格化』、『物象化』の進展と軌を一にしている」(148ページ) のであって、現代における「金融資本支配」の解明はこれらの「構造」を生き生きと分析しなければならないのであろう。

VII

このように、本書は資本集中の視点から企業形態の展開を論理づけようとしたもので、以上にみたような特徴や秀れた側面をもつ。すでに、紙数も多くなっているのに、これまでに触れられなかった点を二、三指摘してまとめとしておきたい。

第一に、氏は、個別資本の (規模の) 拡大に対応する資本集中を説明するなかで、「個別資本の拡大」とは区別された意味での「個別資本の延長 (形態)」(13

ページ以下) というカテゴリーを使用している。そこで含意せしめようとした内容としては、およそつぎのように考えられるであろう。つまり、資本の集中によって実現する資本(規模)の拡大においては、集中された諸資本は一応は完全なる個別資本として統合される。これにたいして、コンツェルン形式による結合にみられるように、「諸個別資本の一応の独立性を維持させつつ、しかも実質的にこれを統一的支配のもとに包摂していくという諸資本間の結合様式」(12ページ)にたいして「個別資本の延長形態」なる概念をもって充てるものようである。たしかに、このような形態によって実現する諸資本間の「結合」をどのように理論づけるかという問題は、決して簡単ではないように思われる。しかし、これらの「結合形態」にたいして、個別資本の「延長形態」なる概念をあてることは、必ずしも適切とは言えないのではないか。あらためて「個別資本」そのものの概念的基礎が問われているところである。

さらに、第七章の最後において「現代巨大株式会社の多角的展開」なる副題のもとに、現代の巨大企業の

特質と思われる諸点が手際よく整理されている(第七章第三節)。産業資本主義段階の企業に対比されるところの、独占資本主義段階での企業の特質である。規模の巨大性、市場支配、管理価格、その他、その他。多工場企業、多品種企業、多角化、コングロマリット化、多国籍化。これに対応するところの「分権的管理体制」の採用。管理組織の階層的な展開。その他、その他。いずれも、現代企業の特質といえないものはない。しかし、これらの諸現象を企業形態論の論理的展開において、どのように位置づけるかが問題であろう。著者のように、企業形態を資本の集中の視点から一貫した論理づけを試みようとする場合、使用価値生産のための諸技術、諸制度やいわゆる「企業行動」上の諸特質をいかに理論的に統合的に展開するかが、本書の立場からすれば、最大の問題といえるのではないか。この点、本書の直接の課題ではないとはいえ、なんらかの示唆がほしかった。今後に期待されるところといえよう。

〔法政大学〕